

関東産業健康管理研究会 会則

第1章 総 則

- 第1条 (名 称)
本会は関東産業健康管理研究会と称する。
- 第2条 (事務局)
本会は東京都新宿区若葉 2-5-16 向井ビル (株)ヒューマン・リサーチ内に事務局をおく。
- 第3条 (目 的)
本会は以下の項目を目的とする。
1 勤務者の健康保持増進に関する学術情報交換を行う。
2 産業健康管理の発展に寄与すること。
- 第4条 (事 業)
本会は目的を達成するために次の事業を行う。
1 本会は年数回、学術研究会及び情報交換等を行う。
2 必要に応じ、本会の目的に関する研究資料の収集・講演会等を行う。
3 本会は年1回総会を行う。
4 その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 会 員

- 第5条 (会 員)
本会は個人会員及び法人会員により構成される。
1 個人会員は、企業等に勤務し、産業保健、健康管理を業務とする医師、看護師、保健師等パラメディカルスタッフ及び人事、労務担当者等とする。
2 法人会員は本会の目的に賛同する法人とする。
3 会員は年数回の学術研究会、講演会に無料で参加できる。

第3章 役 員

- 第6条 (役 員)
本会は目的達成のために次の役員をおく。
- | | |
|------|-----|
| ・会 長 | 1 名 |
| ・副会長 | 2 名 |
| ・幹 事 | 若干名 |
| ・監 事 | 2 名 |
| ・顧 問 | 若干名 |

- 第7条 (役員を選任)
役員を選出は個人会員より行う。
1 会長、副会長は幹事会で候補者を選出し、総会で承認を得る。
2 幹事及び監事は会長が委嘱する。
3 顧問は幹事会で選出し、会長が委嘱する。
- 第8条 (役員任期)
役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第9条 (役員業務)
役員業務は次の通りとする。
1 会長は本会を代表とし、会務を統括執行する。
2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、その業務を代行する。
3 幹事は、会務を分掌する。
4 監事は本会の会計監査を行う。
5 顧問は必要に応じ会長に助言を行う。
- (役員会開催と業務)
1 本会の幹事会は、必要に応じ会長が招集する。
2 幹事会は会長、副会長、幹事で構成する。
3 幹事会は研究会の運営方法、次回日程、テーマの決定、講演内容、演者の選定及び会計報告等を行う。

第4章 会 計

- 第10条 (会 費)
1 会員は本会の目的に賛同し、会費を納入するものとする。
2 個人正会員は年額4千円とする。
3 顧問は会費の徴収は行わない。
4 法人会員は年額1口1万円(1口以上)とする。
5 既納の会費は返却しない。
6 本会の目的達成のため、企業などより賛助金等を募ることができる。
- 第11条 (会計年度)
1 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。
2 本会の会計報告は総会で行う。

第5章 規約の改廃・他

- 第12条 (退 会)
退会を希望するものは、その旨を書面にて事務局に届け出なければならない。
- 第13条 (会則の改廃)
本会則の改廃は総会出席者の過半数の承認を必要とする。

〔附則〕 この会則は1999年10月29日から施行する。